

對策協議の上代表者二名を選び同坑坑夫にして九州坑夫組合執行委員長たる中村彦次郎の應援の下に同日午後七時炭坑事務所^{（以下略）}に於ての要求をなしたのである。

九、要求事項並に經過

要求 條 項

- 1、單價三割値上
- 2、函引二割以上引く場合は本人立場の^{（以下略）}上控除すること
- 3、從來採炭傳單を受くるに當り三割の現金の傳單ありたるが客年十月分配所開設に依り廢止し現在通帳制度となりたる爲分配所に無き食鹽、煙草等購出來ざるが故に現金五割支給すること
- 4、分配所の物價が他に比較し二割餘高價なるを以て一割値下すること

右要求に對し炭坑勞務係は即時拒絕したので前記代表者は之れを一同に報告し協議中のところ、坑内監視に入坑し來りたる勞務係員二名は右代表等三名を坑外に伴ひ毆打したる上訛狀を認めさせたので即時至許系九州鐵山勞働者組合の應援を求めたのであるか一方一般従業員は事件發生と共に一時怠業状態に入つたのである。

而して中村彦次郎等四名は九州鐵山勞働者組合並に筑豊農民組合の應援の下に三月七日組合事務所^{（以下略）}に爭議團本部を設け對策協議の結果之れを中央の問題とせしむべく政友會本部並に國民同盟本部宛各別紙の如き依頼狀を發送すると共に炭坑攻撃のピラを撤布し本格的爭議に入つたのである。一方炭坑側に於ては極力爭議參加の防止に努め作業を繼續せしめたので、爾來炭坑側の強硬態度に對抗出來ず殆んど自然消滅の有様であつたが、組